一般廃棄物処理基本計画の策定について

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村ごとに定める行動計画です。

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければなりません。

瑞穂市では、平成21年3月に策定し、平成26年3月に改訂した現計画に基づき、一般廃棄物の減量・資源化と適正処理が進められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

(一般廃棄物処理計画)

- 第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般 廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 3 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項 の基本構想に 即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。
- 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たつては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公 表しなければならない。

廃棄物とは?:自ら利用や他人に有償で譲り渡すことができないために不要になったもの

廃棄物の区分:一般廃棄物と産業廃棄物に分類される(図1-1参照)

一般廃棄物とは?:産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物とは?:事業活動によって生じる廃棄物のうち、法令で定める20品目

2. 計画の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は図 1-1 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、これらの処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物に関する事項が本計画の範囲となります。

なお、本審議会では一般廃棄物のうちごみに関する部分について審議を行います。

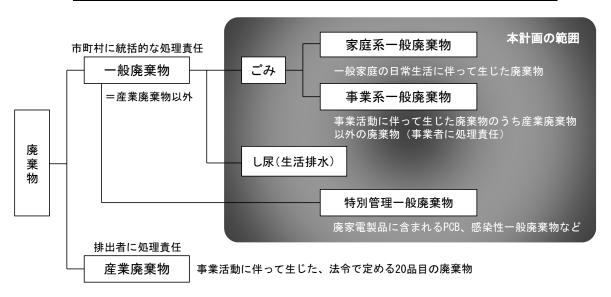


図 1-1 廃棄物の種類と計画の範囲

3. 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。 平成 26 年 3 月に改訂した現計画(中期計画)が、計画見直しの時期を迎えたため、 平成 31 年度~平成 35 年度の後期計画を策定します。

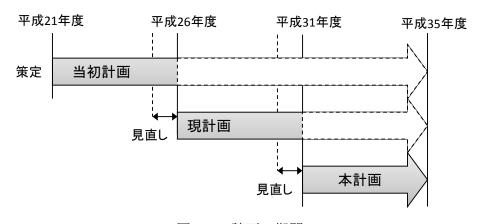


図 1-2 計画の期間

表 1-1 産業廃棄物の種類と具体例

	種類		1-1 産業廃業物の種類と具体例 具体例		
あらゆる事業活動に伴うもの	1				
	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ		
	2	汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、建		
			設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥 など		
	3	廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃溶剤、タールピッ		
			チ類 など		
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などのすべての酸性廃液		
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液などのすべてのアルカリ性廃液		
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液		
			状のすべての合成高分子系化合物		
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		
	8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等		
	9	ガラスくず、コンク	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くずなど		
		リートくず及び陶磁			
		器くず			
	10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等		
	11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、		
			アスファルト破片その他これらに類する不要物		
	12	ばいじん	ばい煙発生施設において発生するばいじんで、集じん施設によっ		
	14		て集められたもの		
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの		
			パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印		
			刷物加工業から発生したもの		
	14	木くず	建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの		
			木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から発生		
			したもの		
	15	繊維くず	建設工事(工作物の新築、改築又は除去など)から発生したもの		
	16	動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業などで、原料として使		
			用された動物性又は植物性の固形状の不要物		
	17	動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理をした食鳥など		
	18	動物のふん尿	畜産農業を営む過程で発生した動物のふん尿		
	19	動物の死体	畜産農業を営む過程で発生した動物の死体		
2	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの			
1					

4. 計画策定のスケジュール

① 廃棄物減量等推進審議会の開催

審議会の開催は5回を予定しています。

② アンケート調査

市民の意見を広く把握するため、「家庭ごみと資源に関するアンケート調査」を 6 月中に実施予定です。アンケート調査内容について、本日ご審議いただきます。

③ パブリックコメントの実施

一般廃棄物処理基本計画の素案について、瑞穂市パブリックコメント手続実施要綱に基づきパブリックコメントを実施(概ね30日)します。

④ 計画の策定スケジュール

廃棄物減量化等推進審議会の審議内容及びパブリックコメントの結果を踏まえて、以下のスケジュールで、計画の策定を予定しています。

次12 街哦们在(J/C)					
期日	回数	会議内容			
平成 30 年 6 月	第1回	・ガイダンス (策定体制・策定手法) ・アンケート案の確認			
平成 30 年 6 月	月~7月	アンケート調査			
平成 30 年 7 月	第2回	・ごみの現状・現計画目標達成状況、施策実施状況・アンケート調査結果・課題と対策			
平成 30 年 10 月	第3回	・施策の方向性と目標項目・基本計画素案の確認			
平成 30 年 12 月	第4回	・目標値について・パブリックコメント案の確認			
平成 30 年 12 月~平	☑成 31 年 1 月	パブリックコメント			

第5回

・パブリックコメント結果の確認

計画書最終案の確認

表 1-2 審議内容 (予定)

平成 31 年 1 月